

表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）が行う表彰に関する基準を定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の通りとする。

- (1) 功労表彰 本会の発展に顕著な功績を示した以下の条件を全て満たす者
 - ・ 正会員履歴が20年以上
 - ・ 協会及び本会の役員経験を合わせて15年以上
 - ・ 年齢が55歳以上
- (2) 会長表彰（本会会長賞） 県内の養成機関に通う学生で、以下の条件を満たす者
 - ・ 養成機関を卒業見込み
 - ・ ボランティアやスポーツなど、学業以外の作業活動への参加と貢献
 - ・ 養成機関の作業療法部門責任者の推薦
- (3) 特別表彰 賛助会員も含め、本会の名誉を高め、会長が特に認めた者

(審 査)

第3条 功労表彰に関わる審査は事務局が行い、理事会の承認を得て決定する。

2. 会長表彰を希望する養成校は、前項を基準に各養成校で審査し、事務局に報告する。表彰人数は、各養成校で毎年2名以内とする。
3. 特別表彰については、会長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。
4. 物故者となった会員については、理事会の承認を得て表彰することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、以下の時期を基本に実施する。

- ・ 功労表彰及び特別表彰 年1回、定時社員総会にて
- ・ 会長表彰 年1回、卒業式、学位授与式など各養成校にて決定
2. 前項の他、特別に必要ある場合は、その都度行うことができる。

(表彰方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることができる。

(経費の支出)

第6条 経費の支出を想定し、一定の予算を計上し、赤字の場合は、予備費より充当する。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行